

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

条 例	ページ
北九州市下水道条例の一部を改正する条例【上下水道局下水道施設部 水質管理課】	3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市下水道条例の一部を改正する条例

下水道法施行令の一部改正に伴い、除害施設の設置等に係る下水の水質の基準を改めることにしました。

この条例は、平成24年5月25日から施行することにしました。

北九州市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年5月24日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第23号

北九州市下水道条例の一部を改正する条例

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第3の（1）の項中「第32号」を「第33号」に改め、同表の（2）の項中「第9条の4第1項第33号」を「第9条の4第1項第34号」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年5月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に公共下水道を使用している者（排水設備の新設に係る工事を行っている者を含む。）の工場又は事業場から公共下水道に排除される下水に係る改正後の北九州市下水道条例第9条の3第1項の規定（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項第27号に掲げる物質に係る場合に限る。）については、この条例の施行の日から6月間は、適用しない。